

越生町国民健康保険加入者の皆さまへ

◎令和6年度国民健康保険税納税通知書を発送します

越生町国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へ、国民健康保険税納税通知書を発送します（7月中旬発送予定）。

◎昨年度からの変更点

・課税限度額の改正

地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税分が22万円から24万円に引き上げられます（基礎課税分、介護納付金課税分は据え置き）。

・軽減判定所得の改正

地方税法施行令の改正に伴い、5割軽減分及び2割軽減分について改正されます。改正後の所得は「◎保険税の軽減について」をご覧ください。

◎令和6年度の税率は次のとおりです

	所得割	均等割	課税限度額
基礎課税分（医療分）	所得の7.4%	30,800円	650,000円
後期高齢者支援金等課税分（支援分）	所得の2.0%	11,100円	240,000円
介護納付金課税分（介護分） ※40～64歳が対象	所得の1.9%	14,800円	170,000円

※所得割は、「加入者の前年の合計所得金額－基礎控除43万円×税率」により算出します。

（基礎控除額は、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合変わります）

※均等割は、加入者数に応じて算出します。

※税額は、医療分＋支援分＋介護分の合計です（上限106万円）。

◎保険税の軽減について

・前年の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯全員（世帯主＋被保険者）の所得合計額が
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋（29.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋（54.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含みます。

※給与所得者等とは、世帯内の給与所得者及び公的年金所得者です。

※給与所得者とは、給与等の収入金額が55万円を超える人です。

※公的年金所得者とは、65歳未満の場合、公的年金額が60万円を超える人です。

（65歳以上の場合、公的年金額が110万円を超える人です）。

・65歳未満で、会社の倒産や解雇、雇い止めなどになった人（非自発的失業者）は、申請により保険税が軽減されます。

・その他、後期高齢者医療制度移行に伴う軽減などがあります。

◎納付は口座振替が便利です

納付方法を口座振替にすれば「忙しくて」「ついうっかり」など、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年度以降も自動的に引き落としされ、たいへん便利です。

（手続きに必要なもの）

・納税通知書 ・預貯金通帳 ・印鑑（通帳届出印）

※申込書は町内金融機関及び町役場にあります。

（口座振替取扱金融機関）

埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

☎町民課 国保年金担当 ☎内線121・122・123

後期高齢者医療制度からお知らせ

新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）を送付します

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます。新しい保険証を7月中旬に郵送でお送りいたしますので記載内容を確認のうえ、8月1日からご使用ください。

※有効期限が切れた保険証は町民課窓口までお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

均等割額の軽減判定基準は以下のとおりになります

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和5年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準 （〃部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します）	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	13,770円／年
5割	基礎控除額（43万円）＋29.5万円×（被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	22,960円／年
2割	基礎控除額（43万円）＋54.5万円×（被保険者数）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	36,740円／年

令和6年度の後期高齢者医療保険料（率）について

後期高齢者医療制度では、保険料率を2年ごとに見直しています。令和6年度の保険料率は以下のとおりとなります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{被保険者の所得} \times \\ 9.03\% \text{※1} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ 45,930\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \text{（上限80万円）} \text{※2} \\ \hline \end{array}$$

※1 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割率は8.42%が適用されます。

※2 生年月日が昭和24年3月31日以前の方等は73万円

☎町民課 国保年金担当 ☎内線121

☎令和6年度保険料に係る周知・広報コールセンター ☎0120-122-140

国民健康保険限度額適用認定証について

入院などの理由で医療費が高額になる場合、「国民健康保険限度額適用認定証（所得により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の場合があります）。（以下、認定証）」を医療機関に提示すると、窓口でのお支払いが限度額までになります（所得により限度額は異なります）。認定証が必要な方は、町民課窓口へ申請をお願いいたします。

※令和6年度認定証は、令和6年8月1日から令和7年7月31日まで有効です。申請受付は以下のとおりです。

【初めて申請する方】令和6年8月1日（木）から申請受付

（令和5年度認定証は、7月中でも申請できます。）

【令和5年度認定証をお持ちの方】令和6年7月16日（火）から申請受付

◎申請に必要なもの

①本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

②令和5年度認定証（お持ちの方のみ）

③委任状（必要な方と来庁者が別世帯の場合）

☎町民課 国保年金担当

☎内線121・122・123